

検察庁法改正問題 Q & A

Q 1 検察庁法改正部分の内容を教えてください。

A

- ① 検察官の定年を現行の 63 歳から 65 歳へ段階的に引き上げる（定年引き上げ）
- ② 内閣又は法務大臣が「職務の遂行上の特別の事情を勘案して」、
「公務の運営に著しい支障が生ずると認められる事由として」内閣等が定める事由があると認める場合には 65 歳の定年後も最長 3 年間、勤務を延長させることができる（定年後勤務延長制）
- ③ 63 歳以降は、原則として次長検事、高検検事長、地検検事正、区検上席検察官という、一定の高位の官職にとどまれなくなる（役職定年制）
- ④ 役職定年制の特例措置として、前記②と同様の要件がある場合には 63 歳以降も定年まで（さらに②によって最長 66 歳まで）これらの官職を継続できる（役職定年制の特例措置）

Q 2 どこが問題なのでしょう。

A 内閣又は法務大臣の判断による全検察官についての定年後勤務延長制（②）と役職定年制の特例措置規定（④）の導入が、政治的思惑の下に都合良く運用されるかもしれないという問題があります。

Q 3 しかし、検察官も行政権を行使する国家公務員ですから、内閣又は法務大臣が判断するとしても不当とはいえないのではないですか。

A 確かに、検察官は行政権を行使する国家公務員ですから、内閣や法務大臣が任命することとされています。

しかし、検察官は、刑事訴訟において公訴提起の権限を独占し、捜査においても、警察官等に対し指示・指揮をなし得る等、強大な権限を有しており、行政官ではありますが、実質的には刑事司法作用における司法官に準ずる地位（準司法官的地位）も担っています。例えば、有名なロッキード事件のように、ときには政治家や行政官庁の汚職などの権力犯罪に切り込むこともあるのです。

このような強大な権限や準司法官的地位に照らすと、検察官は、一般職の国家公務員ではあるものの、他の一般職国家公務員と同列に扱うことはできません。

また、検察官が政治的独立性を保つことができなければ、特定の政治勢力の意向を忖度した権限行使がなされる危険があり、その結果、適正な捜査がなされなかったり、起訴不起訴の判断が左右されたりすることになり、行政権によって司法権が侵害され、憲法の基本原理である三権分立が脅かされる危険もあります。例えば、造船疑獄事件では、法務大臣による指揮権発動が有力政治家の逮捕を中止させる目的だったのではないかと批判されています。

そこで、検察官が権限を行使するに際しては、とりわけ政治的独立性の確保が必要不可欠なのです。

これらの理由から、内閣や法務大臣が任命するといっても、その任命権は、高度の政治的独立性に配慮して行使されなければならない、内閣又は法務大臣が人事に実質的に介入することを安易に認めるべきではありません。

Q 4 検察官の定年引き上げ（①）と役職定年制（③）に問題はないのですか。

A 定年の引き上げ自体については、年金支給年齢が段階的に上がることに伴い、一般社会の定年もそれに連動することが望ましく、国家公務員の定年も段階的に引き上げようという議論がありました。

実際、当初の検察庁法改正法案（2020年1月17日以前）は、「検察官は、年齢が65歳に達したときに退官する。次長検事及び検事長は、年齢が63歳に達した日の翌日に、検事に任命されるものとする。」という、定年の引き上げと役職定年制を規定したシンプルな内容であり、与野党対立はありませんでした。

なお、役職定年制（③）が検察庁のような上命下服の組織になじむのか、という疑問が提示されることもあります。大きな批判とはなっていませんでした。

Q 5 内閣が2020年3月13日に国会に提出した改正法律案は、「東ね法案」だと聞きましたが、「東ね法案」とは何ですか。

また、そのことに何か問題があるのでしょうか。

A 国家公務員法を改正する法律案等とともにまとめて一つの法律案として国会に提出された法案，という意味です。

以下で検討するように，検察庁法を改正しようとする案の内容には見過ごせない問題があります。ところが，改正すべき正当な理由がある他の法案と束ねられたために，その問題点が浮き彫りになりにくいという問題があります。

また，法務大臣が答弁すべき内容があるのに，その部分に詳しくない大臣が答弁する状態が続いたり，結果として，与野党対立のない他の国家公務員法等の改正部分なども一緒に廃案となってしまったりしたという問題も生じました。

Q 6 なぜ，内閣又は法務大臣の判断による全検察官についての定年後勤務延長制（②）と役職定年制の特例措置規定（④）の導入が企てられたのでしょうか。

A 内閣が，安倍政権に近いとされていた黒川弘務東京高等検察庁検事長（検察庁組織の中で，実質的には検事総長に次ぐナンバー２のポストとされています。）を検事総長にしたかったのではないかという疑念が持たれています。

2020年1月31日，内閣は，同年2月7日限りで定年の63歳を迎え，退官する予定であった黒川弘務東京高検事長について，国家公務員法の定年後もその勤務を延長させ得ると定める国家公務員法81条の3を適用して，勤務を6か月延長する（定年後勤務延長）という閣議決定をしました。

Q 7 なぜ，黒川氏の定年後勤務延長が検事総長と結びつくのでしょうか。

A 黒川氏の定年後勤務延長により，その時点では，黒川氏は，2020年8月7日まで検察官の地位を保てることになりました。一方，検事総長の定年は65歳とされており，稲田伸夫検事総長の定年は，2021年8月13日ですが，検事総長は在任2年をめどに交替するのが慣例となっており，これに従えば，稲田氏の退官予定時期は2020年7月となり，そうすると，稲田氏の後任として，黒川氏が検事総長になれる可能性が出てくることになったのです。

また、稲田氏が慣例に従って交替せず、定年まで勤めることになれば、それに合わせて黒川氏の勤務をさらに延長する意図もあるのではないかと見られていました。

Q 8 黒川氏の定年後勤務延長閣議決定と本件改正法案とは関連があるのでしょうか。

A 定年後勤務延長閣議決定（Q 6 参照）という、検察庁法に反して違法かつ無効な決定を、後付けの法改正によって正当化しようとしたのではないかと疑念を持たれています。

そもそも、国公法改正案が審議されていた1981年、政府は、改正国公法の定年後勤務延長規定を含む定年制は検察官に適用されない旨を答弁していました（81年答弁）。この従来政府の解釈は、国公法の条文の文言からも自然な解釈です。

2020年2月12日の衆議院予算委員会において、人事院給与局長は「現在まで同じ解釈を引き継いでいる」と答弁しました。

この解釈からすれば、定年後勤務延長閣議決定（Q 6 参照）は、検察庁法に反して違法かつ無効な決定となります。

これについて、安倍首相は、翌2月13日の衆議院本会議において、従来政府の解釈の存在を認めた上で、これを変更し、国公法81条の3が検察官にも適用され、定年後勤務延長が可能であると解釈することにしたと述べました。

さらに、2月18日、黒川氏の検事総長就任も可能であるとする答弁事項を含む答弁書を閣議決定しました。

このように、違法な閣議決定を正当化するために、検察庁法改正案の内容に変更が加えられたのではないかとされています。

Q 9 本件改正法案の施行予定日は2022年4月1日なので、黒川氏の定年後勤務延長や検事総長就任とは無関係ではないですか。

A 確かに、黒川氏の検事総長就任に直接役立つわけではありませんが、黒川氏の勤務延長が違法ではないという事後的な正当化を図ったものではないかという見方がなされています。

また、そもそも、黒川氏という特定の個人だけの件が問題なのではなく、政治的独立性が求められる検察官に対し、内閣や法務大臣の強

い関与を可能とする規定を置くことで、ときの政権や特定の政治勢力からの恣意的介入を強めるおそれが高まることが問題なのです。

Q10 とはいえ、黒川氏は辞任したし、本件改正法案も廃案になったので、もう問題は解決したのではないですか

A 確かに、黒川氏は、2020年5月21日付で辞任しましたし（ちなみに、辞任理由は、法改正案とはまったく無関係の賭け麻雀問題でした。）、本件改正法案も、野党や世論の強い批判を浴び、2020年6月17日の通常国会閉会に伴い廃案となりました。

しかし、黒川氏という特定の個人だけの問題ではなく、この先、時の政権に近いとされる検察官（いわば「第2、第3の黒川氏」）を政権が都合良く高いポストに就けようとする可能性は否定できませんから、黒川氏が辞任したからといって問題が解決したことにはなりません。

また、国家公務員法等改正法案については、いずれ国会で再提案されることが見込まれていますが、その際、検察庁法改正についてまた同様の規定案が盛り込まれる懸念は払拭できません。

加えて、2020年1月31日になされた違法な定年後勤務延長閣議決定自体が撤回もされず、そのまま残っています（なお、法務省によれば、今まで、黒川氏のように定年後に勤務を延長する必要が生じた例はなく、黒川氏が初めてということであり、その黒川氏についても、半年延長された勤務の期間中に辞職したことによって、公務に支障が生じたわけではないということです。）。

さらに、2月13日に示された、国公法81条の3が検察官にも適用され、定年後勤務延長が可能であるとする解釈変更も撤回されず、そのまま残っています。

したがって、この違法な閣議決定や解釈変更が撤回されていない以上、問題が解決したとはいえません。

以上

（参考）

- 2020年1月31日 定年後勤務延長の閣議決定
- 2月7日 黒川氏63歳（定年）+6か月の勤務延長
- 2月12日 衆議院予算委員会において、人事院給与局長「現在まで同じ解釈を引き継いでいる」と答弁
- 2月13日 衆議院本会議において、安倍首相が、従来の政府解釈の存在を認めた上で、これを変更し、国公法81条の3が検察官にも適用され、定年後勤務延長が可能であると新解釈を示す。
- 2月18日 黒川氏の検事総長就任も可能であるとする答弁事項を含む答弁書を閣議決定
- 5月21日 黒川氏辞任
- 6月17日 国会閉会 廃案
- 7月 稲田検事総長退官予定
黒川氏が検事総長に就任？
- 8月7日 黒川氏の勤務延長期間終了
- 2022年2月7日 検事総長？黒川氏が65歳に
- 4月1日 検察庁法改正施行